



暮らし

消費生活

台東区消費生活センター

便利帳
コード tbc4001

専門の相談員が消費生活に関わる契約や悪質商法などによるトラブルを解決するためのお手伝いをします。多重債務や製品事故に関する相談も行っています。相談は無料です。

▷対象者 区内在住・在勤・在学の方 ▷相談日時 月～金曜日 9時～16時

▷電話相談 TEL 03-5246-1133 (相談専用) ▷来所による相談 区役所9階 消費生活センター

消費生活支援

●問合せ 暮らしの相談課 TEL 03-5246-1144

暮らしに役立つ講座	日常生活における身近な問題をテーマに、消費生活の向上を図るため、各種講座を開催しています。講座の案内・募集は「広報たいとう」、区公式ホームページ等でお知らせします。	
消費生活相談員による出前講座	地域の学習会、学校・会社の消費者教育や研修などに消費生活相談員を派遣します。また、消費生活サポーターによる高齢者施設等での啓発活動も行っています。	
消費者DVDの貸出し	学校教材、会社の社員研修、グループの学習などにご利用ください。	対象 区内在住・在勤・在学の方 貸出期間 10日以内 貸出本数 1回3本まで 貸出場所 区役所9階暮らしの相談課 ※身分を証明するものをご持参ください。
消費者ニュース「暮らしのちえ」	消費生活センターに寄せられた最新情報や事例、暮らしに役立つ知識などの情報提供をします。年6回発行。区施設窓口や病院・デパート・一部の金融機関やコンビニ等で配布しています。	
消費生活情報コーナー(生涯学習センター4階男女平等推進プラザ内)	消費生活に関するパンフレット・チラシ等暮らしに役立つ情報を提供しています。	
消費生活サポーター養成	悪質商法をはじめとする様々な消費者被害を未然に防止するために、区が実施する出前講座や消費生活展での出展等、区民に対する啓発活動にご協力いただく方を登録しています。消費生活サポーター養成講座(全9回・隔年実施)にご参加の上、検定試験で認定された方が登録となります。募集については広報たいとう等でお知らせします。	



生 活

町会活動について

●問合せ 区民課 区民係 TEL 03-5246-1122

「町会」はその区域に住む人達が自主的に組織し、運営する団体です。防災活動や交通安全・防犯活動、レクリエーション活動など地域の状況に合わせた様々な活動を行っています。

地域の方々とのつながりを持つために、町会の活動に参加してみませんか。

民生委員・児童委員

●問合せ 福祉課 TEL 03-5246-1172
FAX 03-5246-1059

民生委員は、法律に基づき厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉増進のために活動しています。また、民生委員は児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は日常生活の福祉に関する問題や悩みなどの身近な相談相手として助言等の支援活動を行います。相談内容に応じ、区役所や関係機関との連絡調整も行います。住所により委員の担当地域が決まっていますので、詳しくはお問合せください。

委員の中には、子供を取り巻く問題を専門に担当する主任児童委員もいます。

人権擁護委員

●問合せ 人権・多様性推進課 TEL 03-5246-1116
FAX 03-5246-1139

人権擁護委員は法律に基づき法務大臣から委嘱され、地域の中で人権思想を広めるとともに、区や東京法務局で人権問題に関する相談を受けています。

東京法務局人権擁護部 みんなの人権110番

TEL 0570-003-110 平日8時30分～17時15分

不測の事態で一時的な費用に困った時は 応急福祉資金

●問合せ 福祉課 TEL 03-5246-1172
FAX 03-5246-1059

災害による家財の被害や病気の治療費などで一時的に困窮する場合に資金を貸付します。

▷借受人の資格

1. 区内に6か月以上引続き居住していること
2. 主として生計を維持している方で、世帯の収入が一定の基準以下であること
3. 貸付金の償還が確実であると認められること

また現在この資金の貸付を受けていないこと

▷貸付額

世帯8万円以内。ただし、特に必要と認めた場合は12万円以内、傷病、火災その他の災害の場合は20万円以内。

▷利子 無利子

5万円以上の貸付を受ける場合は、区内に6か月以上居住し、保証能力がある連帯保証人が必要です。

生活福祉資金

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-5828-7547
FAX 03-3847-0190

所得の少ない世帯、障害のある方や介護を要する高齢者のいる世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、利用目的に該当する資金の貸付けと必要な相談援助を行っています。(貸付条件基準あり。)

福祉に関する相談

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-5828-7556
FAX 03-3847-0190

「どこに相談したらよいかわからない」「ちょっと気になることがある」など、福祉に関する相談をお受けしています。

生活保護・生活困窮者自立支援

●問合せ 保護課 生活保護 TEL 03-5246-1183
生活困窮者自立支援 TEL 03-5246-1158
FAX 03-5246-1179

生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づき、「健康で文化的な最低限度の生活を保障」するとともに、就労や日常生活などの「自立」に向けた支援をする制度です。年金や給与などの収入が、世帯ごとに決められる最低生活費を下回り、世帯員の資産や能力、さまざまな制度を活用しても、暮らしにお困りの世帯を対象としています。

また、生活保護以外にも、生活に困りごとや不安を抱えている方のための「生活困窮者自立支援制度」がありますので、ご相談ください。

交 通

道路に関する申請

便利課
コード tbc4006

●問合せ 道路管理課 占用担当 TEL 03-5246-1303
FAX 03-5246-1319

▷道路の占用

道路（上空、地下を含む）に、建物から突き出す看板や日よけ、建築用足場などを設置（道路占用）する場合は、道路管理者及び管轄警察署に事前に申請して許可を受ける必要があります。

▷自費工事

車庫に車が入り出すために工事（自費工事）をする場合は、事前に道路管理者に申請して承認を受ける必要があります。（自費工事：歩道の段差解消、ガードレールや植樹帯の撤去、街路灯の移設など）

なお、工事費用は全額自己負担となります。詳しくはお問合せください。

自転車駐車場・自転車置場 便利帳コード tbc4008

●問合せ 交通対策課 自転車対策担当 TEL 03-5246-1305
FAX 03-5246-1319

・自転車駐車場

1日・定期ともに、空きがある場合に随時お申込み・ご利用になれます。隅田公園・鶯谷第5・御徒町・つくばエクスプレス浅草駅南・つくばエクスプレス浅草駅北・入谷3階の各自転車駐車場は、下記の使用料になります。

▷使用料

1ヶ月1,500円 3ヶ月4,000円（区内在住）
1ヶ月1,000円 3ヶ月2,500円（区内在住高校生以下）
1ヶ月2,500円 3ヶ月6,000円（上記以外）

既述の自転車駐車場以外は、下記の使用料となります。

▷使用料

1ヶ月2,000円 3ヶ月5,000円（区内在住）
1ヶ月1,500円 3ヶ月4,000円（区内在住高校生以下）
1ヶ月3,000円 3ヶ月7,500円（上記以外）

つくばエクスプレス浅草駅南・つくばエクスプレス浅草駅北・入谷・入谷駅南・御徒町・仲御徒町駅・稲荷町の各自転車駐車場は、駐輪後2時間まで無料です。

隅田公園・鶯谷第5・御徒町・つくばエクスプレス浅草駅南・つくばエクスプレス浅草駅北は、1日利用100円です。

既述の自転車駐車場以外は、1日150円です。

自転車置場

毎年1月下旬ごろに利用募集を行います。申込み多数の場合には抽選となります。利用期間は4月から翌年3月までです。空きがある場合には、4月以降でも随時お申込みになれます。

▷手数料 年度3,000円

自転車駐車場・自転車置場の所在地については、たいとうマップをご覧ください。

雷門地下駐車場 オンライン申請

●問合せ 雷門地下駐車場管理事務所 TEL 03-5827-5660

▷所在地 雷門2-18先

▷施設 地下3階、（4輪197台 2輪12台）収容、自走式

▷対象車両

自動車（全長5.3m以下、全幅2m以下、全高2.1m以下）

自動二輪車（全長2.4m以下、全幅0.9m以下）
※原付可

▷営業日 年中無休

▷営業時間

7時～23時まで（営業時間外は、入出庫はできません）

▷駐車料金

7時～23時

自動車（30分200円、30分以降15分100円）

自動二輪車（30分50円）

23時～翌朝7時

自動車（30分50円） 自動二輪車（2時間50円）

定期利用 平日1ヶ月（20,000円）

※上限割引有り（平日6時間以上12時間まで：自動車2,400円、自動二輪車600円）

※回数券、プリペイドカード有



上野中央通り地下駐車場 オンライン申請

●問合せ 上野中央通り地下駐車場管理事務所 TEL 03-5812-3695

▷所在地 上野2-13先

▷施設 4輪300台収容 地下機械式

▷対象車両

自動車（全長5.3m以下、全幅1.9m以下、全高2.0m以下、車両重量2.3トン以下）

▷営業日 年中無休

▷営業時間 24時間営業

▷駐車料金

30分300円（30分以降10分100円）

定期利用 全日1ヶ月（50,000円）

平日1ヶ月（30,000円）

※上限割引有り 平日昼間 8時～22時まで最大料金2,000円

夜間 22時～翌朝8時まで最大料金500円

※回数券、プリペイドカード有



上野駅前自動二輪車駐車場

●問合せ 交通対策課 公共交通・駐車場担当 TEL 03-5246-1361

▷所在地 東上野3-19-6先(昭と通り、首都高速高架下)

▷施設 123台収容、自走式

▷対象車両

自動二輪車(全長2.5m以下、全幅1.0m以下、原付不可)

▷営業日

7時～23時まで(営業時間外は、入出庫はできません)

▷駐車料金

30分100円

定期利用 全日1ヶ月(15,000円)

平日1ヶ月(10,000円)

※上限割引有り(24時間最大料金800円)



放置自転車の移送・撤去

●問合せ 交通対策課 自転車対策担当 TEL 03-5246-1305
FAX 03-5246-1319

現在、鶯谷・御徒町・浅草橋・三ノ輪・浅草・入谷・新御徒町・蔵前・上野・つくばエクスプレス浅草・稲荷町の各駅周辺・日暮里駅西口周辺、不忍池周辺等を、指導整理区域に指定して、放置自転車対策の強化を図っています。これらの区域の公道などに放置された自転車は、区によって同日移送・撤去されます。自転車をお引取りの際には、本人確認できるもの、自転車の鍵及び移送料5,000円が必要です。

なお、これ以外の駅周辺や、駅周辺以外の地域でも、自転車を放置すると警告の上撤去されることがあります。

TSマーク取得費用の助成

●問合せ 交通対策課 交通対策担当 TEL 03-5246-1288

TSマークとは、自転車安全整備士による点検・整備を受けた自転車に貼付するシールで、傷害保険や賠償責任保険等がついています。台東区では、TSマークを取得された区民の方に助成金の交付をしています。

▷助成金額

緑色TSマーク取得費用のうち、2,500円(新車購入時の場合は1,500円)を上限に交付

赤色TSマーク取得費用のうち、2,000円(新車購入時の場合は1,000円)を上限に交付

※緑色TSマークは、令和5年8月1日取得分から対象となります。

▷条件

①台東区に住所登録のある方

②申請時、TSマーク取得から1年以内であること

③台東区TSマーク取得助成事業協力店でTSマークを取得すること

▷申請方法

申請書兼請求書、TSマーク付帯保険加入書(お客様控え)、領収書、印鑑(シャチハタ以外)、振込口座が分かるもの、本人確認ができるものを持参の上、下記窓口にて申請

▷受付窓口：交通対策課(区役所5階②窓口)、区民事務所、同分室

高齢者運転免許自主返納の支援 オンライン申請

●問合せ 交通対策課 交通対策担当 TEL 03-5246-1288

運転免許を自主返納された方へ賛同記念品(めぐりん回数券)を差し上げております。

▷条件

①台東区に住所登録のある方

②有効期間内のすべての運転免許を自主返納してから、1年以内の申請であること

③運転免許返納時に満65歳以上であること

▷申請方法

各警察署で運転免許返納時に発行された「申請による運転免許の取消通知書」もしくは「運転経歴証明書」を持参の上、下記窓口にて申請

▷受付窓口：交通対策課(区役所5階②窓口)



区民交通傷害保険

便利帳コード tbc4012

●問合せ 区民課 区民係 TEL 03-5828-6446

加入者が車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じて保険金をお支払いする単年契約の保険です。また、この保険に、自転車運転中の加害事故で発生した法律上の損害賠償等を補償する「自転車賠償責任プラン」を追加して加入することができます。

区内の金融機関や区民課、区民事務所、同分室では、毎年2月・3月のみ加入申込受付を行います。インターネットで加入手続きを行う場合、毎年2月1日から翌年1月31日に申込ができます(4月1日以降の申込は中途加入扱い)。

加入対象者は、保険期間開始時点で台東区に住所(住民登録)のある方で、保険期間は毎年4月1日午前0時から(中途加入の場合は申込翌月1日午前0時から)翌年3月31日午後12時までの1年間です。

※中途加入の場合も、保険の終期は3月31日午後12時までです。



動物

犬の登録と狂犬病予防注射

- 問合せ 台東保健所 生活衛生課 愛護動物管理担当
TEL 03-3847-9437 FAX 03-3841-4325

生後91日以上飼育された犬は、登録と狂犬病の予防注射を受けることが法律で義務付けられています。ただし、マイクロチップを装着した犬については、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで登録・変更を行ってください。この場合は保健所での登録は不要です。登録は一生に1回のみ、注射は年1回です。毎年公園等でおこなっている集合注射の日時と場所は「広報たいとう」などでお知らせします。

犬、猫を飼えなくなったときは

- 問合せ 東京都動物愛護相談センター TEL 03-3302-3507
FAX 03-3329-2647
台東保健所生活衛生課愛護動物管理担当
TEL 03-3847-9437
FAX 03-3841-4325

動物は飼い主が責任をもって終生飼養することが原則ですが、やむをえない理由で飼いつづけることができない場合は、可能な限り新しい飼い主を探してください。どうしても新しい飼い主が見つからないときには動物愛護相談センターまたは台東保健所までご相談ください。

サル、タカ、ヘビ、ワニ等の 特定動物を飼うには

便利帳
コード tbc4017

- 問合せ 東京都動物愛護相談センター TEL 03-3302-3507
FAX 03-3329-2647

危険な動物として特定された種類の動物を飼うには、飼い始める前に許可が必要です。詳しくは、動物愛護相談センターにお問合せください。

ペット(犬・猫等)が死んだときは

便利帳
コード tbc4018

- 問合せ 台東清掃事務所 TEL 03-3876-5771
台東保健所 生活衛生課 愛護動物管理担当
TEL 03-3847-9437

マイクロチップを装着した犬や猫が死亡した場合は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに届出が必要です。この場合は保健所への届出

は不要です。

なお、ペット(犬・猫等)の死体は、飼い主が処理することになっています。25kg未満で飼い主が処理できない場合は、台東清掃事務所にて有料で処理します。

道路上や公園に放置された 動物の死体処理は

便利帳
コード tbc4018

区道・都道・区立の公園

台東清掃事務所 TEL 03-3876-5771
(日曜日、夜間 台東区役所 TEL 03-5246-1111)

国道

東京国道事務所 亀有出張所 TEL 03-3600-5541

上野恩賜公園(不忍池含む)

上野恩賜公園管理所 TEL 03-3828-5644

生活衛生

衛生害虫・ねずみ防除の相談

- 問合せ 台東保健所 生活衛生課 環境衛生担当
TEL 03-3847-9455 FAX 03-3841-4325

蚊・ハエ・ゴキブリ等の衛生害虫やねずみなどの防除の方法については、保健所にご相談ください。

快適で健康的な住まい方 住居衛生の相談

- 問合せ 台東保健所 生活衛生課 環境衛生担当
TEL 03-3847-9455 FAX 03-3841-4325

ビル・マンションなどのカビ、ダニ、結露等、住まいの室内環境については保健所にご相談ください。また、空調、給排水設備の衛生管理の方法についても、お気軽にお問合せください。

食品の安全・安心に関する相談

便利帳
コード tbc4023

- 問合せ 台東保健所 生活衛生課 食品衛生担当
TEL 03-3847-9466 FAX 03-3841-4325

食品の衛生に関する事、食品表示などについてご相談を受け付けています。

食中毒に関する事、予防方法についてもお気軽にお問合せください。



ボランティアなど

台東ボランティア・地域活動サポートセンター

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-3847-7065
FAX 03-3847-0190

URL <http://www.taitoshakyo.com/>
電子メール vc@taitoshakyo.com

ボランティアや地域の活動に関する相談・講座の実施等を行っています。また、地域団体向けに相談・講座・器財貸し出し等の活動支援をしています。

福祉車両の貸出し

便利帳
ロード tbc4050

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-3847-7065
FAX 03-3847-0190

心身の障害や高齢等で外出に大きな制限を受ける区内在住の方が、通院や外出に利用していただくために、スロープ付の車（車いすに座ったまま乗降ができる）、助手席昇降シート付きの車を貸し出しています。

貸出しは無料ですが、ガソリン代、駐車場代、各有料道路料金は実費負担していただきます。利用には申し込みが必要です。事前にご連絡ください。

（初めてご利用の場合は、職員が訪問します）

車いすの貸出し

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-3847-7065
FAX 03-3847-0190

介護保険給付による借受ができない方で、通院、外出など一時的に車いすが必要な方に貸出しをしています（3か月。場合により6か月までの延長あり）。

また、急に必要なときや短期間必要なときには、地域の方々のご協力により「車いすステーション」を設けていますのでご利用ください。所在地については、台東区社会福祉協議会のホームページの「福祉マップ」から検索いただくか、社会福祉協議会にお問合せください。貸出については、車いすステーションに直接お問合わせください。

福祉学習協力ボランティア登録者の募集

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-3847-7065
FAX 03-3847-0190

社会福祉協議会で実施する車いす体験や各種福祉学習に関連するイベント・講座などの運営に携わる活動です。

災害ボランティア登録者の募集

●問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-3847-7065
FAX 03-3847-0190

平時から研修・訓練を通して活動のスキル・知識を高めていただき、災害発生時には社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営に携わる活動です。

はつらつサービス協力会員募集

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス
TEL 03-5828-7541 FAX 03-3847-0190

高齢者や障害のある方に、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、①家事援助（掃除、買物など）②介護援助（身辺介助、通院介助など）③身の回り応援サービス（日常生活上ちょっとした困りごとの援助）をしていただく有償のボランティア活動です。上記の活動は、ボランティアポイントの対象になります。

介護支援ボランティアポイント事業

●問合せ 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス
（介護支援ボランティアポイント事業事務局）
TEL 03-5828-7541 FAX 03-3847-0190

18歳以上の区民の方が、本事業に参加している区内の特別養護老人ホームや区立の高齢者・障害者福祉施設で介護を支援するボランティア活動をした場合に、奨励品と交換できるポイントを付与します（事前登録制）。

手話通訳者募集

- 問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1058
FAX 03-5246-1179

▷内 容

聴覚障害者および音声・言語障害者の社会活動促進のための手話通訳をしていただきます。

▷通訳者登録

次のいずれかに該当した場合に登録・活動ができます。

- ・区が行う手話通訳者登録認定試験に合格したとき（募集時期 2月）
- ・手話通訳士の資格を有し、区が通訳者として適切と認めたとき（募集時期 随時）

手話講習会

●問合せ

初級・中級（昼の部）、上級（昼・夜）、養成（夜の部） 障害福祉課
TEL 03-5246-1058 FAX 03-5246-1179

初級・中級（夜の部） 台東区社会福祉協議会
TEL 03-3847-7065 FAX 03-3847-0190

聴覚障害者の社会活動促進のため、手話通訳者の養成を目的として実施しています。受講生募集時期は毎年2月です。

身体障害者やボランティアのための各種事業

- 問合せ 会議室利用 松が谷福祉会館（庶務担当）
TEL 03-3842-2671
各種講座・講習会 松が谷福祉会館（社会参加援助担当）
TEL 03-3842-2672 FAX 03-3842-2674

会議室、ボランティア室などは、障害者やその家族、障害者団体及びサークルの活動などに利用することができます。

身体障害者・知的障害者（4度程度）の社会参加を目的とした教室及び活動を支えるボランティアの方の各種講座・講習会を実施しています。

児童館ボランティア募集

- 問合せ 台東区社会福祉事業団 児童課 TEL 03-5603-2229
FAX 03-5603-2230

児童館では、子供たちの健全な育成のために、学習支援、手芸・工作・スポーツ・ゲームなどの日常活動や各種行事を行なっています。

子供たちと一緒に遊んだり、各種活動・行事の運営に協力していただける方は各児童館（P10参照）へお問合せください。

台東区ファミリー・サポート・センター 育児の手助けができる方 （有償ボランティア）募集

便利帳
コード tbc4057

- 問合せ 台東区社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター
TEL 03-5828-7548 FAX 03-3847-0190

原則として区内在住で自宅などで安全に援助活動が行える方。登録については、講習会に参加する必要があります。（要予約）入会については、上記にお問合せください。

▷活動内容

幼稚園・保育園・小学校などへの送迎。自宅などでの子供の預かり。